

第1号様式（第6条関係）

（あて先）長崎市長

年 月 日

ながさきお試し暮らし応援事業費補助金交付申請書

ながさきお試し暮らし応援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

申請者	ふりがな			生年月日	
	氏名	Ⓜ		年 月 日	
	住所	〒	電話番号		
	メールアドレス			職業	
同行者	氏名		続柄	生年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
滞在期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで				
活動内容 (該当する活動の全てに「✓」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 生活環境の確認 <input type="checkbox"/> 就業に向けた活動 <input type="checkbox"/> テレワーク、副業、創業、事業承継及び事業所移転に向けた活動 <input type="checkbox"/> 住まい探し <input type="checkbox"/> 市内の住民や団体及び事業者との交流活動				

2 確認事項

裏面「ながさきお試し暮らし応援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
裏面「ながさきお試し暮らし応援事業費補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない

※確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

## ながさきお試し暮らし応援事業費補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 長崎市から、ながさきお試し暮らし応援事業費補助金に係る状況報告を求められた場合は、それに応じます（長崎市補助金等交付規則第10条）。
  
- 2 お試し暮らしの実施後に、長崎市からアンケートの回答を求められた場合は、それに協力します。
  
- 3 以下の場合、長崎市補助金等交付規則第17条及びながさきお試し暮らし応援事業費補助金交付要綱第13条に基づき当該金額の補助金を返還します。
  - (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたことにより交付の決定の取り消しを受けた場合 補助金の全額

## ながさきお試し暮らし応援事業費補助金に係る個人情報の取扱い

- 1 長崎市は、ながさきお試し暮らし応援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。